

# 近世辞書と「遊仙窟」訓

平井秀文

近世辞書で、節用集のような漢字付訓の形式ではなく、いっばんの解説文によるものにおいて、遊仙窟の訓読がどう扱われているかをみる。その原典は、無刊記（慶安刊）本をもつてする。

- 一 邇言便蒙抄
- 二 志不可起
- 三 倭訓栞
- 四 雅言集覽

邇言便蒙抄（近世文学資料従本）は、俗語に関するもので、とくに上方語の資料にもなるといわれる。そういうものにも、わずかながら援用せられていることは、やはり遊仙窟がすでに刊本となり、いっばんによく読まれていたことを示している。部門別の編集であるが、所載語訓はさすがに言語門に偏している。

近世辞書と「遊仙窟」訓

ゴバン ユウセンクツニイハク  
碁盤遊仙窟云 園 碁出ニ於  
チエヨリ チシヤハセン  
智恵一智者千

標出語は訓読ではなく、ゴバンという字音である。「碁盤を作る法」を述べて、それにつづいて右の説明文がある。省略などの少異はあるが、だいたい原典によっている。ただし、園碁のことについての援用であり、かんじんの碁盤の語訓を示す部分はない。原典ではこの援用文のすぐ前に、「即索碁局、共少府賭酒。」の文があり、それに「碁局」と付訓する。

リヨシテマタアリ  
トク 慮亦有一失一愚者千慮亦有一得一云云  
【器門】

フウリウ ユウセンクツ  
風流 遊仙窟におもしろしとよみ又なさげあらむとも訓せり  
やさしき心を云也  
【言語門】

音説で標出し、訓読を示している。原訓、「風流ノオモシロキヲ訪ヒテ」、「風流トナサケアラン」と文選読する。

ユウクル 晩閑  
ユウセンクツ  
クシクワウ  
万葉に見えたりまた遊仙窟には曠黄とかきてゆふぐれとよませり  
【時候門】

万葉集の例と、用字の異なるをあげている。原訓「曬黄トユフク  
レナリ」。

大語コハダカ 口論コロンなどにて 詞コトバの高くなるをいへり遊ユウ仙窟センクツに見えた

りかやうの義読多しギヨミヲホこゝにつらぬ

として、以下に「私言」などの義読の例を多くあげている。原訓、

「大語トコハタカニシ」である。

泣涙シホタクル 遊仙窟ユウセンクツに見えたり涙ナミダにぬるゝ義也

これも、原訓、「泣涙トシホタレテ」とあるをいう。

爽サハヤカ いさきよき心也遊仙窟ユウセンクツには肝臆クワウとかきてさはやかと読せり

原訓、「肝臆トサハヤカニテ。」標出の用字は異なるが、訓義の  
通ずるものとして示したものであろう。「ユウセンクツ」の付訓  
は、この項だけは脱している。

これで、すべてである。解説の原文は、必要な部分をあげたの  
で、全文とは限らない。とくに留意すべきものはないが、遊仙窟の  
訓としてあげられるものは、つねに文選読の例がほとんどである  
という通例は、ここでも例外ではない。

## 二

さらにひとつ、俗語の資料たる志不可起（近世文学資料類従本）  
をみる。前項より内容が多いだけに、援かれている語例も多い。や

はり、遊仙窟の訓読が特徴的なものと考えられ、流布していたこと  
を示す。解説文の転載方法は、前項と同じである。

ちよつか 人ヲ見クタスヲちよつかにおもふと云 向かうじやう上じやうに思

ト云ノ対ニテ直下也 遊仙窟ニ 向かうじやう上じやう 則有すなはち

青壁せいへき セイヘキノアヲキイハホノバン ジントヨロヅヒロナル 直下ちよく

則有すなはち 碧瀦へきたんの 千仞せんじん 云云

音読を標出し、その用法をいうが、例の文選読による原訓は、  
「直下トミヨロセハ、ミクタセハ」の両訓である。「直下」と原訓  
どおり表記しながら、標出などは「ちよつか」の表音的表記によ  
る。

わがまゝ 我儘ワガマニテスメドモ亦遊仙窟ニ自在ト書

原訓、「自在トホシイマ、ナルコト」の語訓によって、訓は異な  
るものの、同義であることを説明する。

かはゆし 皮束ト世語字ニ有手ニ握ニギルヤウニ愛シ思フノ意カ亦

可愛ト書タルモ有 遊仙窟ニハ可愛ヲおもはしきト

ヨマセリ

標出は、可愛カアイを示すか、かな表記は異なる。それによると、遊仙  
窟が連想せられるというのか。原訓、「可愛トウツクシケナル、メ  
テタキ、オモハシキ」の文選読三訓であり、そのうちの二訓をあげ  
たもの。

よし 無用ニセヨト云ヲよしにせよと云ハ與止ノ字ナランカ

遊仙窟ニハ從ノ字ヲよしやトヨマセリ

原訓、「從<sup>ヨシヤ</sup>渠痛不肯」とあるをいう。

よね

武江ノ俗遊女ヲよねと云ハ米カ又遊仙窟ニ張<sup>チャウケン</sup>文成ト  
シランヤウ 娘ガ 双六ヲウツトキ文成ガ云ハ宿ヲ賭<sup>ノリモノ</sup>ニセシ

ト云十娘ガ問ハソレハイカヤウノ事ゾト云文成ガ答ル

八十娘マケタラバ下官ト一宿ニ臥<sup>ヒトツ</sup>イネヨ

娘ト一宿ニ臥<sup>イネ</sup>ト云タリよねハ夜寝ト云義也ソレ故宿

ノ字ヲよねトヨメリのりものトハ今云かけノ事也

あえて、全文をあげた。原典をほぼ意識したともいえる書き下し文である。原訓にヨネそのものはないので、こういう説明になったのであろう。原訓、「宿ヲ賭<sup>ネツ</sup>トイフ」、「一宿臥<sup>ヒトツ</sup>、イネヨ」などのところをいう。

たゝすむ 遊仙窟ニ徒倚ト書リ和語たちすまふ也

原訓、「彷徨トタチモトヨリ徒倚トタ、スンテ便<sup>タヨ</sup>リ無。」和語をあげたのは、彷徨の語訓をあたまにおいてのことか。

つき 器ノ字ヲかほつきナドノつきに用ト云リ又つきのよいト

云ノつきハ次第ノヨキト云義ニテ次ノ字ナルニヤつれ

く草ニ家居のつきくしくト有遊仙窟ニハ方便をつき

くしくトヨメリ

近世辞書と「遊仙窟」訓

その前文をも長くあげたのは、「つき(器)」と「つきくしく」との関係など、あまりにもかけはなれた同音ゆえの考説で、それが遊仙窟に及んでいるためである。原訓、「方便トツキくしく、ツキくシフ」。

おもしろ 面白ハ普ク人ノ知コトク神代ノ故事今更不<sup>レ</sup>及解ニ

遊仙窟ニハ風流ヲおもしろトヨメリ

原訓、「風流ノオモシロキヲ」の文選読。

まめ 遊仙窟ニハ正首トモ真成トモまめやかト訓

又遊仙窟ニ斂<sup>ユセ</sup>色<sup>クツ</sup> 噴容トモニ まめだつトヨメリ

私謂色<sup>イロ</sup>ヲ 斂<sup>ヨサムル</sup> ハ實ノ義也噴ハ疑クハ真ナランカ真容ハ

まことのかたちナレハ是まめだつ也

前文は省いた。ここで、まず注意せられるのは、「ユセクツツ」と、とくに二度とも短く発音する付訓を示していることで、こういう読みも通行していたことがわかる。「正首、真成」ともに原訓、「マメヤカニ」とおり。原文、「書達之後、十娘斂色」とあって、原訓、「斂色トマメタチテ」であるから、右の説明は正しいが、「噴容」なる語例は原典にない。おそらく、原文「斂色」のすぐ下にある原注、「言正其顔色有噴容也。」によったのであろう、したがって本文の語例ではない。もちろん、「噴」だけなら、「イカリテ、マメタチテ」の原訓がある。この訓と、原注の語例とが相合したものとすべきか。それにしても、「真容」の説明に及ぶのはいかが。

まびれハまみれ也 但まみれモまびれト書テまみれトヨムベシ

遊仙窟ニハ淪滑ト書

原訓、「淪滑トミタレヌ、マミレタリ」の兩訓がある。冒頭の解説文は、この著者のことばに対する考えがよくうかがえる。

ふるまひ 遊仙窟ニ拳止ヲふるまひト訓拳ハ動止ハ静也行住ト

云ガゴトシ

原文、「自然能拳止」で、「拳止トフルマフ」と訓ずる。ところが、そのすぐ下に原注があつて、「行坐風流也。拳、謂動也。止、息也。住也。」とみえる。右の「拳ハ動止静也行住」とあるのは、おそらくこの注文によつたものであらう。

あぢきなし

無端 日本紀  
遊仙窟

無事 無情 無契 無安 多事 無味 以上共ニ  
遊仙窟

後の条の末尾に「以上共ニ」と記しているが、「無契、無安、無味」の三語例は、遊仙窟には全く見えないものである。思いちがいか書き誤りか、このあたり、かなり杜撰な編集ぶりを感じる。

三

倭訓栞(増補語林本、頭書の増補は採らない)には、八十条を越える援用がある。しかし、それらを原典にあわせると、その語例がないもの、語訓がないもの、そのほか疑問のあるものなどが、まさに三分の一を数える。これらは、誤植を考えても、活字になるまで

の伝写の過程などに生ずる錯雜もあらうが、かんたんには考えきれないものがある。原典から直接援用したとは認められないものもあり、刊本に直接よつたものではないとも考えられる。こうなると、倭訓栞に典拠を示された文章には、すなおには採りがたいものがあるのではないか。

あなにく 遊仙窟に生憎又可憎をよめりあやにくともいへり

あなにくも同し

あやにく 杜詩に生憎柳絮白ニ於綿遊仙窟に可憎病鵲夜半驚

人この生憎可憎をあやにくともあなにくともよめり

この二条を通じて原文にあたると、「可憎」アナニクはあるが、「生憎」はない。したがって、前条の説明は後条にある杜詩の語例をも誤入したのではないか。

うなづく 遊仙窟に領状をよみ真名伊勢物語に領拜と填たり

この訓、また「領状」の語も、原典にみえない。何らかの拠るところのものがあつたにちがいないと思われるのは、契沖の和字正濫通妨抄に

うなづく 領状 遊仙窟ニ。今云、遊仙窟に、領状をうなづくとよ

める事なし、

という記述があることである。通例全書の説を否定したのであるが、「領状」うなづくの語訓が、正誤いずれにせよ、何らかにあつてそれが転用せられるにいたつたのであらう。倭訓栞がこれに拠っていると

は思えないが。

うはのそら 遊仙窟に上天をよむ歌にもよめり

この訓は原典にはない。語例も「天上」であり、これとは逆で、「アメノウヘ、ウラ」が原訓である。ところが、契沖の和字正蓋鈔には

上天 うはのそら 遊仙窟

とあつて、その語訓の存在を遊仙窟に認めている。前条の場合とは反対である。遊仙窟の諸本には「天上」とあるが「上天」はない、はたして何によつたのであろうか。

かしこし 祝詞などにかしこみとも遊仙窟に慧をかしこけとも見えたり

原訓、「不敢トカシコシ」はあるが、「慧」の字は原典には存しない。

これらは、少なくともその語(字)訓が見出せないもので、この錯雑はどうして生まれたか。

そふ 又遊仙窟に陪従をもよめり

「副」<sup>ソヒ</sup>の語訓はあるが、「陪従」またはその各字にも標出の訓はない。「陪」に「サフラフコト」の訓はある。

はらだつ 遊仙窟に嘖ノ字をよめり

まめたつ 遊仙窟に斂色愼容などをよめり

近世辞書と「遊仙窟」訓

後条については、ほぼ同じ記述が前項(志不可起)の「まめ」の条にあった。原訓、「嘖」に「イカル、マメタツ」があり、「嘖」にはそのほかに「ハラタツ」の訓が加わる。「愼容」の語例はない、前項の既述にゆずる。

そひぶし 遊仙窟に横陳をよめり

むねこがるゝ 遊仙窟に心焦をよめり

やもめからす 遊仙窟に病鳥をよめり

これらは原訓に明らかであるが、原文はいうまでもなく「横陳」であり、「焦」であり、「鶴」である。誤写か、あるいは意識的に平易な用字に改めたのかも知れない。

ゆらぐ 神代紀に瑋々をもゆらとよみ遊仙窟に鏘々をゆらめく

とよみしも同じ

標出の訓はなく、原訓「ゆらめく」は「鏘鏘トユラメイテ」で、用字が異なる。

これらは、語(字)例の有無に關するが、また別に、原文はあつても原訓とは異なるものが少なくない。

あばける 又遊仙窟に荒涼をあばけとよめり

原訓、「荒涼トアラケテ、アレテ」の両訓はあるが、右の訓はない。「あらけ」の誤推ではないか。

いひがたし 遊仙窟に雖推辞をよめり

原訓、「推辞」は「イナフ、スマイイナヒ」などであつて、標出の訓はない。

かた／＼ 遊仙窟に一辺をよめりかたつかたも同しつは休字也  
かたはし 俗語也傍端の義なるべし遊仙窟に一辺をよめり

原訓、「一辺」は前条の記述のとおりであるが、これには標出の両訓はともにならない。後条の訓は、原文「半」に「ナカハノ、カタ／＼ノ」の両訓はある。

かほばせ 顔をよめり音便にてかほばせともいへり遊仙窟倭名鈔に面子をよめり

ほ／＼つき 和名抄に顔面をよみ遊仙窟に面子をよめりかほつき  
なといふのつきなり

原訓、「面子ノカホツキ、カホハセ」はあるが、標出の訓はない。前条の文はややあいまいであるが、倭名鈔に遊仙窟を援いていることをいうのであろう。すなわち、「顔面」の条に「遊仙窟云面子」の本文があり、すぐその下に「師説加保波世一云保々豆岐」の訓注あるをさす。これはただちに遊仙窟の「面子」に「ほ／＼つき」の訓があるという意に解すべきではなく、別に師説の訓と考えてよい。

まかは 源氏にみゆ眼皮の義なりといへり眼皮遊仙窟にみゆま  
ぶた也とぞ

標出の訓はない、原訓「眼皮」であり、「瞼」である。別の条に、また

まなこゑ 遊仙窟に眼皮をよめり和名抄も同し又まひきともいへり

と出ているが、標出の訓は「眼子」である。こちらの混乱は和名抄にもとづくものか、それには「眼」の標出に「眼皮附」とあり、叙述のなかに「遊仙窟云眼皮」の本文につづいて、訓注「師説萬比較一説萬奈古井」とある。さらに、これによつたのであろう、契沖は正濫鈔で

眼皮 まなこゑ 遊仙窟又  
まひき

と述べている。訓、語、典拠、叙述などが、それぞれに錯綜して援用せられている。また、つぎの条にも関係がある。

まゆねかく 人に恋らるれば眉根痒しといへり遊仙窟は人眼皮  
瞶則見二好人」とあるに同じ

原文は、「昨夜眼皮瞶、今朝見好人。」とあるとおりで、標出の訓そのものがあるのではなく、説明の対象となつてゐるにすぎない。

よね 遊仙窟の賭宿をよねをのりものとすと夜寝の義也

原訓に「よね」があるのではない、この説明は、前項「よね」に重複するので、再説しない。

原訓すなわち刊本の訓と古訓とに異同があつて、援用の訓について考えるべきものもある。

ひたれ 和名抄に驛をよめり遊仙窟に雉驛と見えたり

「雉驛」の刊本の訓は「雉ノアフラヲ」とあるが、古訓は諸本まさしく「ヒタレ」と訓じ、標出の訓に一致する。刊本は「雉驛」のときには「雉ノヒタシ」とあるは、「ヒタレ」の誤認によるもので、これも古訓には「ヒタレ」とある。刊本によつたとすれば、倭訓栞は語例だけをあげて、訓を無視したことになる。これは和名抄の師説がそのまま遊仙窟の訓にあると錯綜したのではないか。和名抄は、「驛」の条に「遊仙窟云雉驛」とあり、その訓注に「音翠師説比太礼」とあるのによつたのであらう。

ふくつけし 源氏にふくつけかるとともいへり遊仙窟に食生を

ふくつけびとよめり

この訓説によると、刊本の訓からは解けない。原文「食生」は「ムサホレルヒト」の付訓だけで、標出の訓あるいは「ふくつけび」とは、刊本の他語の訓にもない。しかるに古訓をみると「フクツケキヒト、ムクツケキ人」であつて、かえつて「ムサホレルヒト」ではない。ここで、右の叙述をそのままに認めると、倭訓栞は刊本に拠つてはいないか、という既述の考えもおこる。

語句の訓説に関する標出の条がある。

いはきにしあらされは 伊勢物語に見ゆ白氏に人非木石二皆有

情の意遊仙窟にも見えたり

古典の文章によく用いられる例で、白氏文集とともに遊仙窟も援かれる。語句には少し異同はあるが、原訓、「心木石ニ非ス、豈ニ深恩ヲ忘ンヤ」。

にるべきこのかみ 源氏にみゆ遊仙窟に氣調如し兄雀季珪之小

妹と見えたり

原訓、「氣調ノイキサシハ(ツヘラヒハ) 兄ノ如シ、崇季珪カコノカミ小 妹ナレハ。」の説明が、標出となつてゐる。

おきつなみ 澳津波の義なりとをむまよびきと萬葉集につくけ

りたわむ眉ひきにて波の横たわれるを譬へいへり  
遊仙窟に穢々横波翻成眼尾といへるかとし

これも、語訓の説明ではない。標出の語はもちろん原訓にないので、比喩に用いられたにすぎない。原訓、「穢々トカヘレル横レル波ハ、翻リテ眼尾ヲ成セリ」。

なお、倭名抄からの援用であることを明示している語訓があつて、

こしばせ 倭名抄に遊仙窟の細腰支をよめり

「晋」の条に、「遊仙窟云細腰支」の本文のすぐ下に、「師説古之波勢」の訓注がある。原訓、「細細トホソヤカナル腰支ノコシハセハ」で、右の文は「細」が一字脱している。

りようびん 晋ノ東宮舊事に龍鬢ノ席遊仙窟に五綵龍鬢筵とい

へり

字音を標出しているが、原訓、「五彩ノ龍鬚<sup>ヒシムシロ</sup>ノ席<sup>シマ</sup>」で、「筵」ではない。

このしま 神名式山城葛野郡木島=坐天照御魂ノ神社古来四道学者最所崇信也と遊仙窟の跋に見えたり太秦村にあり

刊本その他諸本の跋文にそれぞれ少異はあるが、訓詁伝受についての記述がある、それについてかんとんに記している。

以上、遊仙窟の訓詁をめぐる標出で、問題のある条々を指摘した。これらを除いて他に五十余条の標出はあるが、本稿には省略する。ただ、ついでに、前々項や前項でも標出のあるものをあげておく。

おもしろし 顯宗紀に可憐をよみ遊仙窟に風流をよみ靈異記新撰字鏡に戀をよみ阿恰也心菜也と注せり

これは両項に標出せられているが、便蒙抄にみえるものに

さはやか 清潔の意にいふさつはりといふ俗語是也或は爽字をよめり知頭抄にきよらかにさはやきてと見えたり遊仙窟に肝腹もよめり

こわだか 遊仙窟に大語をよめり六帖の歌にも見えたり聲高の義也

「志不可起」のほうの標出と共通するものは、つぎのようである。

まみる 塗をよみ遊仙窟に淪滑をよめり俗まぶるといふは転訛成へし

ふるまひ 遊仙窟に挙止日本紀に進止をよめり

つきまぐし 遊仙窟に方便を訓せり似つかはしき意にいへり

あぢきなし 神代紀に無道無状等をよめり

遊仙窟の無情をもしかよめり後世歌によむは此意なり

#### 四

雅言集覽(増補本、補と注するところは採らない)は、雅言を集覧するので、用例はきわめて詳しいが、解説の文などは、倭訓菜とちがって少ない。遊仙窟については、約七十条を標出する。そのうち所載の位置を示す丁数を明記しているのは二十余条にわたるが、それらは原典すなわち刊本のにだいたい一致する。また援用文も原文に近い形で示していて、刊本から直接に援いていると認められる。

いへる 家居<sup>遊仙窟、十七</sup>別宅<sup>イヘケシテニ</sup>於此<sup>ニ</sup>

ほくゑむ 契沖云、口をひらき齒もとをあらはさで忍びて笑ふ

ほどに頬にすこし其さまの顯れてみゆるなり<sup>遊仙窟、十</sup>忍笑<sup>ホクエムテ</sup>

わななく <sup>遊仙窟、卅</sup>頻聲戰ワナ、ク(声にも手足にもふるふをいふ)



よこたわる 「遊仙窟」三「高嶺」ヨコタハル「横」天

やつかり 「遊仙窟」一「僕」ヤツカリ「此詞延喜よりこなたにはをさ  
をさみえず

などの例その他で、これらの数字はその表裏までは記していない  
が、刊本の丁数に合致する。もつとも、数条ではあるが、その丁数  
の誤っているものもあり、原典によって訂正することができる。た  
だし

さくぐ 「遊仙窟」中「未敢為筆讎履

ひとなぶり 「遊仙窟」五「嫂為人饒劇」(此劇の字ひとなぶりと訓

せり)

の如き、遊仙窟に「巻」中」があるべくもないので、丁数「十」の  
類形による誤りであり、後の例は、「五嫂為人」とある原文の本文  
たる「五」がソデガッコの中に誤入して、丁数を示す形になつてい  
るにすぎない。

誤字もまぬがれないが、原文に対照すると、類形などでかんたん  
に解決できる。とくに著しいものをあげると、

あたらしく 「遊仙窟」阿情光頭物

しはぶきやみ 咳病 「遊仙窟」ウラハ「兎人」コソコロ近來「患」シハツキヤ、  
瘵

前者は、原文「可惜尖頭物」に明らかであり、後者は、原訓「兎」ウラハ、  
近來患瘵トシハフキヤミシ」によると、「ウラハ」のおどり字

近世辞書と「遊仙窟」訓

をそのまま「ハ」と還元し、さらにこれを類形から漢字「人」と誤  
認したと解せられる。

他の説をかりた叙述に遊仙窟が援用せられているものもある。

いきすだま 「遊仙窟」十二「窮」キスダマ「鬼」ニ「故」ナヤマズ「調」レ人「ヲ和名、三遊仙窟

云、窮鬼師伊岐頭太萬

原訓、「窮鬼ノイキスタマ、イキスカタ」の左右訓がある。なお、  
丁数は「十三」がただし。

にほふ 句。是はツヤのある意也、うつくしう艶なるをいへ  
り、契沖云、遊仙窟并萬葉集に艶の字をにほふとよめ  
り

この契沖説は、そのまま源注拾遺にみえる。

かはゆし 或人遊仙窟可愛語中の声とある可愛の字にやといへ

ど、仮字たがへればしかにはあらし

既述、志不可起の項に、この標出と説明とがある。

原注も、三条援用せられている。

こまいぬ 「遊仙窟」牀頭玉獅子「ニ」陳云。以レ玉刻為ニ師子「安」

牀頭「逐」鬼魅「并得」鎮「押」麩席

原文と文字に少しの異同はあるが。

さかのぼる 「遊仙窟」三「沝」ニ「輕舟」ニ「逆而上」レ沝

これは、原注のなかに「爾雅曰、逆而上曰沝。」とあるをい

う。

しばらく 〔遊仙窟、五〕シバラク 造次無可比方 〔古〕倉卒貌 須臾之間 〔シバラク〕

原注、「比方」の下に「造次者、倉卒貌。」とあるによる。

音読語を標出するものも、その訓読を説明するのがつねである。

ぼうぞく 契沖云、放俗なるべしはを清みてそれを濁るべし

○雅望案するに、もしはほんの音便のぼうにて凡俗の字なるべくや遊仙窟に出てたゞびとと訓せり

原訓、「凡俗ノタ、ヒト」である。後の条に再出している、

ほんぞく 凡俗。〔遊仙窟〕に凡俗と訓したり

たいめん 対面 〔遊仙窟〕誰知対面恰是神仙

原文は、「面ニ対フトキニ」と訓読している。

らう 廊 〔遊仙窟〕長廊

原訓は、「長廊ノアユミトノ、ヤカス」と文選読する。

ひざう 非常 〔遊仙窟〕非常厚重 (〔註〕常ナラヌヲカシキコトモアラント也)

原訓、「非常トハナハタシフシテ厚重トタ、シクシ。」意味を注してはいるが、訓読には及んでいない。

既述のように、約七十条ある標出語のうち約三割は倭訓某のそれと共通するが、転用したものではない。すなわち、前項で標出した

語例に同じものについて、こころみに数例をあげると、

かしこし 〔遊仙窟、三〕カシコシトイフ 敢(かく訓せたるは、義訓也)

はらだつ 腹立 〔遊仙窟〕伴 嘖 〔イッハリハツテチ云云〕 曰云云

ある 荒 〔遊仙窟、十七〕室宇荒涼

これには付訓はないが、原訓に明らかで、それが標出語となっている。前項では「アバケル」と標出せられていた。

さわやか ノコリナクサツハリト 〔遊仙窟〕声音不徹

ゆらめき 〔遊仙窟〕雅言鏗鏘

前条は「肝腹」を援き、後条は「鏗々」であった。これらのわずかな例によっても、同じ叙述ではないことは明らかである。

なお多くの標出はあるが、それらをすべてあげるべくもないので、数条を例示して本稿を終える。

いぶかし シノバシク又ユカシク思ふ意なり〔遊仙窟〕に未審

をイブカシと點したるは俗に不審なる事をいへるに

おなじけれど物語ぶみに其意なるは管見には未見及ばず

原訓、「未審超トハルカニシテ幾年ヲカ度ラン。」をさす。

そごろ そごろと同じ 〔遊仙窟〕不覚 (思ハズ)の心也

すゞろ 〔遊仙窟〕氣便欲絶不覺 転眼時復儉著十娘

〔遊仙窟〕何<sup>レ</sup>處<sup>ニ</sup>漫<sup>ス</sup>行<sup>イ</sup>去<sup>ル</sup>來<sup>キ</sup>

原訓、「不覺トヲロンカニ、ス、ロニ」の兩訓があり、後条の原文は「何<sup>レ</sup>ノ處<sup>ニ</sup>カ漫<sup>ス</sup>、ロアリキ<sup>イ</sup>マシ<sup>イ</sup>行<sup>イ</sup>シテ去<sup>ル</sup>來<sup>ル</sup>ツル。」と訓ずる。

ふるきあと 〔遊仙窟〕張<sup>カ</sup>籍<sup>カ</sup> 古<sup>カ</sup>迹<sup>カ</sup>

あげつらふ 〔遊仙窟〕甘<sup>カ</sup>心<sup>カ</sup> 豈<sup>カ</sup>可<sup>カ</sup>同<sup>カ</sup>年<sup>カ</sup>而<sup>カ</sup>語<sup>カ</sup>共<sup>カ</sup>代<sup>カ</sup>論<sup>カ</sup>哉<sup>カ</sup>（此詞中つ世

にはいはず）

すはやり 〔遊仙窟〕卅<sup>ノ</sup>東<sup>ノ</sup>海<sup>ノ</sup> 鯨<sup>ノ</sup>條<sup>ノ</sup>

すたすた 〔遊仙窟〕愁<sup>ス</sup>腸<sup>タ</sup>寸<sup>ニ</sup>断<sup>ニ</sup>

ここに標出の四条は、このとおりの叙述だけが集覧に出ているので、これら遊仙窟以外の資料からの援用は全くない、珍しい本文である。

—昭和五七・九・二〇稿—